

第504回（定例）福崎町議会会議録

令和4年9月2日（金）
午前9時30分開　　会

○令和4年9月2日、第504回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員　　14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	冨田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

係　　長　山口瑞穂　主　　査　塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町　　長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教　育　長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技　　監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	大塚久典
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

代表監査委員　鳥岡照義

○議事日程

第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸報告
第4	報告第5号　第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第5	報告第6号　令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第6	議案第31号　教育委員会委員の任命について
第7	議案第32号　令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第8	議案第33号　令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第9	議案第34号　令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
第10	議案第35号　令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

- ついて
- 第 1 1 議案第 3 6 号 令和 3 年度福崎町水道事業会計決算認定について
 - 第 1 2 議案第 3 7 号 令和 3 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
 - 第 1 3 議案第 3 8 号 令和 3 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
 - 第 1 4 議案第 3 9 号 令和 3 年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について
 - 第 1 5 議案第 4 0 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 1 6 議案第 4 1 号 福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 1 7 議案第 4 2 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 1 8 議案第 4 3 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 1 9 議案第 4 4 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 号 第 3 3 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 6 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 議案第 3 1 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 3 2 号 令和 3 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 3 3 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 3 4 号 令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 3 5 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 3 6 号 令和 3 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 2 議案第 3 7 号 令和 3 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 3 議案第 3 8 号 令和 3 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 4 議案第 3 9 号 令和 3 年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 4 0 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 4 1 号 福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 4 2 号 令和 4 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 4 3 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 4 4 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
第 5 0 4 回福崎町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初秋の季節になりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましても、行動制限が取られていない中で、福崎町を含む中播磨管内でも毎日のように陽性者数が計上されております。感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。

会議中は、発言時を含め、マスクの着用をお願いいたします。なお、演壇、質問席等及び議長席については、熱中症等も考慮し、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますので、ご利用ください。議場に入場される方の検温を実施しておりますので、ご協力をお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮し、運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第5号から議案第44号までの報告2件、議案14件、計16件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第504回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第504回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
2番、石川 治議員
9番、植岡茂和議員
以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定を議題といたします。
去る8月26日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から9月26日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月26日までの25日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

6月24日の第503回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事 務 局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

7月19日、兵庫県庁において、兵庫県地方議会協議会が開催され、議長が出席いたしました。

8月5日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会広報研究会が開催され、議長及び各委員が出席いたしました。

8月23日、六甲荘において、兵庫県町議会議長会正副委員長研修会が開催され、議長及び正副委員長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

さらに、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第6条の規定により、議員派遣の報告について、配付しております。

次は、議案の上程及び説明であります。これより、報告第5号、第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの16件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。

第504回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

もうしばらくしますと、田んぼが黄金色に色づきます。瑞穂の国、日本の毎年の風物詩であります。収穫の季節が来るのを楽しみにしているところでございます。

ロシアがウクライナに侵攻してから、6か月が過ぎました。ロシアはすぐに占領できると考えていたようですが、ウクライナの強力な反撃に遭い一進一退の攻防が続いています。戦争は最大の人権侵害であります。自国の行為を正当化するプロパガンダを行っておりますが、到底世界が納得できるものではありません。また、この戦争によって世界の社会経済活動は大きな影響を受けています。原油高をはじめ、穀物価格が上昇し、燃料費や肥料代や食料品などの値上げが続いています。世界の指導者には、この状況を早急に終わらせるための知恵を出していただきたいと願うとともに、福崎町といたしましても、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に盛り込まれた各施策を迅速に実行してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。本町においても7月から60歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者の方などに4回目のワクチン接種を行っています。接種をしたからといって、絶対に感染しないというものではありませんが、重症化を抑える効果が期待できるということですので、対象者の方はぜひ接種を検討していただきたいと思っています。3回目の接種がまだお済みでない方も、接種をご検討いただきたいと思っています。また、コロナの収束が見えない中、抗原検査キットの無料配布について県から協力依頼がありました。2歳から59歳までの方で、発熱の症状があるなどの基準がありますが、

福崎町も8月10日から電話での受付を行っています。配布方法は、ドライブスルー方式と郵送の2つの方法で行っており、ホームページや隣保回覧でお知らせしているところです。8月末現在の配布件数は233件となっています。

さて、本年度も5か月がたちましたが、主要事業は着実に進んでいます。

教育環境の充実と子育て支援では、田原小学校、福崎東中学校、福崎西中学校のトイレ改修工事が進んでいます。一部は9月の新学期には利用できるようになりますが、全体が完了するのは10月中になる見込みです。残る3小学校についても、トイレ改修に向けた設計業務に着手しています。浄化センター修景施設での大型複合遊具の設置工事については3者から申込みがあり、9月5日にプロポーザルの審査を行う予定です。

入院のみであった高校生の医療費助成を7月から通院にも拡大し、高校生以下の医療費完全無料化を実施しています。

安全・安心のまちづくりでは、川すそ雨水幹線工事の一般競争入札を8月31日に実施し、塩谷建設株式会社が1億87万円で落札いたしました。防災行政無線の戸別受信機については1万円の個人負担で設置を進めていますが、40人から申込みがありました。JR福崎駅のバリアフリー化工事が本格的に始まっています。来年の3月完成の見込みです。

イベント関係もコロナ禍ではありますが、工夫をしながら開催しています。8月6日、7日には、山桃忌を3年ぶりにエルデホールで実施いたしました。8月9日の福崎夏まつりは、感染の急激な拡大を受け、より一層規模を縮小しての実施となりましたが、1,000発の花火とプロジェクションマッピングを楽しんでいただきました。今後は、感染対策を適切に講じつつ、コロナと共存しながら社会経済活動を維持していく、その時期が来ているように感じております。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和5年度採用の職員採用試験の募集を締め切りました。一般行政職は若干名の採用予定に対して28人、保健師1人に対し3人、保育教諭2人に対し6人の応募がありました。なお、土木職2人に対しては応募がございませんでした。1次試験は、9月18日、福崎高等学校で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,381人、女8,066人、計1万5,447人となり、前回6月の選挙時登録より10人の減となっています。

税務課では、令和4年度町県民税の納税通知書を6月16日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書を7月15日に発送しました。また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報共有を図るとともに、令和4年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら滞納整理に取り組みます。

地域振興課では、福崎夏まつりでは、企業協賛と住民の皆様からの募金によって、例年より多い1,000発の花火を打ち上げることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

福崎町商工会による「中小事業者応援券（旧なっ得商品券）」事業が8月1日から始まりました。プレミアム部分を20%として、額面総額は8,400万円で、町内事業者の売上げ応援と地域の消費喚起に期待しています。町独自の支援事業として、コロナ禍の原油価格や電気・ガス料金の高騰により、経営に影響を受けている事業者に対して燃料費高騰分を補助する「事業者支援事業（原油価格等高騰対応分）」を実施しています。観光名勝や妖怪ベンチなどを巡る町内周遊性の向上を図るため、超小型モビリティC p o d（シーポッド）を1台導入しま

す。

住民生活課では、子育て世帯生活支援特別給付金などの新型コロナウイルス感染症対応支援事業につきましては、順調に給付事務を進めております。

マイナンバーカードの普及促進については、申請率向上を目指し、7月から9月までの間、出張窓口を開設しています。会場は町内商業施設、ワクチン接種会場のほか、自治会にご協力いただき、26地区の公民館を巡回しています。

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

福祉課では、7月は「社会を明るくする運動」強化月間で、6日には、エルデホールで神崎郡住民大会が開催されました。

9月は高齢者福祉月間で、最高齢者を祝福させていただきます。30日には、文化センターで高齢者芸能慰安会を開催し、曲芸・漫才・歌謡ショーなどをお楽しみいただく予定です。

ほけん年金課では、新型コロナウイルスワクチン接種について、60歳以上の方の4回目の接種率は70.7%となっています。また、3回目の接種については、第7波の感染拡大により少しずつ上がり、全人口に対する接種率は62.5%となっています。今後、オミクロン株に対応したワクチンの接種も始まる予定となっており、詳細が決まり次第、報告させていただきます。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、8月25日、26日の2日間で、町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理し、所有者等に対し文書や現地立会い等を行い適正な管理となるよう指導します。

山地災害防止機能等を高める必要がある里山林において、緑の保全及び再生、多様な公益的機能を十分に発揮させるため、里山防災林事業を西治地区で予定しています。今年度は、9月中に関係集落において事業説明会を行い、基本調査計画を実施する予定です。

令和4年産もち麦は、米澤モチ2号、フクミファイバー合わせて、作付面積28.9ヘクタール、収穫量約81トンの見込みです。

まちづくり課では、道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線の整備を推進します。また、橋梁の定期点検や補修設計などを実施します。舗装の経年劣化などに対応するため、町道東大貫溝口線などの舗装修繕工事を実施します。

防災事業として、直谷川の堆積土砂撤去などを実施します。

上下水道課では、水道事業では、三宮配水池送水管更新工事の詳細設計を進めており、本工事に支障となる旧送水管の撤去工事を秋頃から西治地区で実施する予定です。また、井ノ口、北野、辻川、田尻、大門、加治谷地区において、各戸メーター替えを11月から実施します。

雨水幹線整備では、現在、南田原地区で進めている川すそ雨水幹線工事（その11）に引き続き、同工事（その12）では、播但道福崎南ランプ交差点付近の側道まで施工する予定です。

また、福田・駅前地区の浸水被害の軽減を目的に進めている直谷第2雨水幹線工事においては、現在、農繁期及び出水期のため中断していますが、10月中旬以降に工事を再開する予定です。

学校教育課では、遠野市との児童交流事業を8月28日から30日にかけて実施しました。本町の小学校6年生児童が遠野市を訪問して両市町の絆を深め、子ども同士が交流を行うなど、今後につながる大変有意義な時間を過ごすことができました。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、2学期が始まりました。兵庫県対処方針に従い教室の換気を行いながら、マスクの正しい着用や手指消毒の徹底、給食時における黙食など、感染防止を徹底します。このような状況ではありますが、運動会や体育大会、修学旅行など、子どもたちに意義深い行事は、最善を尽くします。

社会教育課では、図書館では、恒例行事となりましたキャンドルナイトを9月9日の夕暮れから開催いたします。文化講演会は、10月29日に元阪神タイガースの掛布雅之氏を講師にお招きし、文化センターで開催する予定です。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案14件の計16件です。

報告第5号、第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、第33期の決算内容を報告するものです。

報告第6号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものです。

議案第31号、教育委員会委員の任命については、現委員の井奥智子氏の任期が令和4年9月30日に満了するため、さらに同氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。

議案第32号、令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第35号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第36号、令和3年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、議案第39号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定については、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正等に基づき、育児休業の取得回数制限緩和、育児参加のための休暇対象期間拡大等の所要の改正を行うもので、令和4年10月1日から施行するものです。

議案第41号、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、文珠荘の安定した収益確保と住民サービスの向上を図るため、休館日、利用時間及び利用料金を改正するもので、令和4年12月1日から施行するものです。

議案第42号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ1億2,530万円を追加し、歳入歳出総額を84億8,930万円とするものです。

議案第43号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出総額を17億9,500万円とするものです。

議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、3級391号線及び4級831号線を廃止し、新たに2級2370号線、3級391号線及び4級831号線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、人事案件が1件、決算が8件、条例改正が2件、補正予算

が2件、その他1件の全16件となっています。

詳細説明は、副町長、会計管理者ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 報告第 5 号 第 3 3 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 日程第4、報告第5号、第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第5号、第33期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その決算について、報告させていただくものでございます。

1 ページをお願いいたします。事業報告について、概要を申し上げます。

第33期も前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症で飲食業は厳しい年となり、4月から6月はレストランの利用客が1日50名を切る日もあり、ツアー予約も全てキャンセルとなりました。

経営面につきましては、麺工場の社員1名が退職、厨房も1名が退職したことによる料理長への負担の増、また、社員の高齢化も進んでいるなど、雇用面についての問題が出てきております。

収支面ですが、給与の据置き、賞与の減額など、コスト削減に取り組みましたが、原材料費等の高騰もあり、営業損益はマイナス853万3,000円となりました。職業安定給付金、共済解約金など、約989万円の事業外収入により、税引き前当期損益は135万6,000円の黒字を確保することができました。債権に係る長期借入金の返済については、600万円の返済があり、借入金残高は5,700万円となりました。

各事業の実績は記載のとおりでございます。

3 ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産は現金及び預金から貯蔵品まで合わせて6,317万4,194円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産と金融機関等への出資金で532万9,823円で、資産の部合計は6,850万4,017円となり、前期と比較しますと、約550万円の減となりました。主な要因としては、現金及び預金263万円の減、保険積立金400万円の解約などとなっています。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券までの878万3,383円、固定負債は町からの長期借入金の残高5,700万円で、負債の部合計は6,578万3,383円となり、前期と比較しますと、約635万円の減となりました。

純資産の部は、資本金3,000万円は変わらず、利益剰余金は当期純利益が86万6,632円で、繰越利益剰余金がマイナス2,727万9,366円となりました。純資産の部合計は、272万634円となりました。また、前

期と比較しますと、うち当期純利益が約58万円の増額となっています。

負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の6,850万4,017円という状況でございます。

4ページをお願いいたします。損益計算書です。

売上高合計は1億2,016万9,085円、前期と比較しますと、約845万円の減となりました。売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から期末棚卸高を差し引いた7,633万2,048円で、差引き売上総利益金額は4,387万7,037円となりました。前期と比較しますと、約343万円の減となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、5ページをお願いいたします。5ページに内訳をお示ししてありますとおり、給料手当、支払手数料や保険料などの合計5,237万601円です。

4ページに戻ってください。

4ページです。営業利益はマイナス853万3,564円となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、赤字となりました。営業外収益は、雑収入として、職業安定給付金、共済解約金など、988万9,620円の給付を受け、経常利益は135万6,880円となりました。そして、法人税等を差し引いた当期純利益は86万6,632円となり、黒字を確保することができました。

売上原価の7行目、当期製品製造原価6,467万6,868円の内訳を、6ページでございます、6ページに製造原価報告書としてお示ししております。材料費は2,177万5,447円。労務費はレストラン、売店、麺工場等に係る人件費で、3,192万1,267円。製造経費は、素麺、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの1,098万154円。合計で当期製品製造原価は6,467万6,868円となりました。前期と比較しますと、約606万円の減となり、コスト削減にも取り組みました。

7ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書です。貸借対照表の純資産の部において、第33期に変動があった項目をお示ししております。変動額については、いずれも当期純利益86万6,632円によるものですが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が、当期首残高マイナス2,814万5,998円から、当期末残高マイナス2,727万9,366円に、株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高185万4,002円から当期末残高272万634円となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページには、重要な会計方式に係る注記として、棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理に係る採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししております。

9ページをお願いいたします。

9ページには、監査報告書を添付しております。後ほど、お目通しください。

10ページをお願いいたします。

10ページは、第34期の事業計画となります。1、売上高については、第33期決算額を見ながら、1億2,080万円と立てておりますが、コロナの影響で予想は難しいところがございます。落ち着いたところで修正いたします。8、経常損益については、マイナス約280万円とし、第34期も厳しい経営が予想されます。

報告第5号資料をお願いいたします。報告第5号説明資料1ページです。

第33期事業実績表でございます。やかたに来られた団体客の利用者数につき

ましては、下段の売店枠内の立寄・食事欄の集計で表しております。営業日数307日、1,093人でした。また、その上のレストラン月間利用者数欄につきましては、個人、団体合わせての利用人数の集計となります。合計では、33期は3万4,229人で、前期比260人の減となりました。その他の数値としましては、各部門別の売上実績となります。

2ページです。2ページはレストラン利用人数比較表でございます。

続きまして、3ページです。3ページは組織表と役員名簿を記載しております。

4ページです。4ページは商品一覧表ともち麦の収穫、在庫の状況の推移を添付しております。もち麦の在庫量は、166トンでございます。

後ほどご確認ください。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第 5 報告第 6 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第6号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第6号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額が発生しておりませんので該当はありません。実質公債費比率は9.8%、将来負担比率は60.3%です。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。

報告第6号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に従って説明をさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナスの4.35%となりました。実質収支が黒字の場合は、マイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は一般会計等に全ての特別会計、公営企業会計を加えたものが対象でありまして、右下になります。全会計における実質収支額及び資金剰余額の合計額を標準財政規模で除したマイナスの24.35%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをご覧ください。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から⑦一時借入金の利子までの合計額が該当し、⑧の特定財源から⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、令和3年度単年では10.48898%と、令和2年度に比べ、約1.01ポイント悪化しております。

3か年平均では9.8%で、前年度と同率となっております。3か年平均における同率の要因は、平成30年度と令和3年度との比較になりますが、①一般会

計の地方債の元利償還金の約1億3,000万円の増加、⑨事業費補正に係る基準財政需要額に算入された公債費の9,800万円減少というマイナスの要因があるものの、④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金約9,700万円の減少、また、⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額が約5,700万円増加したことなどにより、実質公債費比率の分子が約5,900万円増加したこと、また、分母を構成する標準財政規模が約5億1,900万円増加し、分子と分母の増加率が均衡していたことが要因であります。

単年度の実質公債費比率の増加要因としましては、①一般会計の地方債の元利償還金が約8,100万円増加、④の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金約1,500万円減少、⑨⑩の元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額が約3,000万円減少等により、分子が約8,400万円増加、分母の標準財政規模が約3,350万円増加したことなどにより、3億6,400万円増加していますが、実質公債費比率の増減要因の分子の増加率が、減少要因の分母の増加率を上回ったのが主な原因となっております。

将来負担比率につきましては、資料5ページをお開きください。

対象となる将来負担額は、上段に記載しています地方債の現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中A欄167億3,176万7,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段にお示ししていますとおりで、合計は下段のB欄137億5,117万円で、A引くBの実質負担額は29億8,059万7,000円です。この実質負担額を標準財政規模(C欄)から普通交付税に算入された公債費等の額(D欄)を控除しました49億3,700万8,000円で除したものが将来負担比率で、60.3%となります。前年度は90.9%でありましたので、30.6ポイント好転しております。

好転の要因ですが、表の中段、充当可能財源等の地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が約1億4,300万円減少したというマイナスの要因があるものの、上段、将来負担額の地方債現在高の約1億6,300万円の減、公営企業等繰入見込額の約5億8,300万円の減、充当可能基金の5億2,700万円の増などにより、将来負担比率の分子が約11億7,700万円減少したこと、また、標準財政規模が約3億3,500万円増加したことなどにより、分母が3億6,400万円増加したことが主な要因となっております。

最後に公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。

資金不足額・剰余額につきましては、資料の右から7列目(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業、工業用水道事業、下水道会計及び工業団地造成事業会計、これらの資金不足額・剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字もしくはゼロであり、資金不足は発生しておりません。

以上が各指標の概要であります。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第 6 議案第 31号 教育委員会委員の任命について

議長 日程第6、議案第31号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第31号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。
教育委員の任命は、市の教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。
教育委員会は教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年です。
本議案は、現教育委員の井奥智子氏が令和4年9月30日で任期満了となることから、さらに同氏を選任したく議会の同意をお願いするものでございます。
井奥氏の住所は、福崎町南田原2番地3、昭和44年10月2日生まれの52歳です。経歴等につきましては、議案第31号資料をご覧ください。最終学歴、職歴等は左側に記載しているとおりです。また、右側には、井奥氏の教育委員としての抱負をお示ししております。左側下は教育委員の任期一覧表となっておりますので、ご参照ください。
井奥氏は、長年にわたり図書館応援隊としてボランティア活動に熱心に取り組み、教育及び文化に関しても高い理解力をお持ちで、教育委員として適任であると確信しておりますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 提案説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。
再開を10時35分といたします。

◇

休憩 午前10時20分

再開 午前10時33分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第 7 議案第32号 令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 議案第33号 令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 議案第34号 令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第35号 令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長 日程第7、議案第32号、令和3年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第10、議案第35号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会 計 管 理 者 議案第32号から議案第35号までの4議案について、決算書、決算報告書及び議案説明資料により概要説明をいたします。

まず、議案第32号は、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算書の一般会計、256ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額97億1,527万5,732円、歳出総額97億1,535万6,142円、差引額2億9,991万9,590円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額4,785万8,000円で、実質収支額は2億

5, 206万1, 590円となり、令和4年度へ繰り越します。

257ページから264ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債券の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第32号説明資料2ページをお開きください。

初めに歳入についてでございます。

左の表、一番下、歳入総額は97億1, 527万5, 732円で、対前年度比7億5, 535万4, 611円、7.2%の減となりました。内訳は、一番上、第1款の町税32億7, 152万6, 363円から、一番下、第22款の町債8億4, 930万円まででございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出になります。

左の表の一番下、歳出総額は94億1, 535万6, 142円、対前年度比7億8, 294万7, 530円、7.7%の減となりました。内訳は、一番上の第1款、議会費1億1, 082万2, 486円から、一番下、第12款、災害復旧費318万7, 800円まででございます。

款別の説明をいたします。

まず、歳入です。2ページにお戻りください。

歳入総額の33.7%を占める町税の収納額は、1, 026万1, 663円の増となりました。右の表で、個人町民税はふるさと納税などの寄附金税額控除が増えた要因などで、所得割で2, 896万6, 437円の減、法人町民税は予定納税として令和2年度に既に納付済みであった税額が少なかったことにより、税割で2, 179万800円の増、固定資産税は令和2年度に実施した徴収猶予分の収入などで、1, 203万542円の増となりました。軽自動車税は環境性能割の減少により、30万8, 353円の減、町たばこ税は販売本数は減ったものの増税による影響で、667万1, 086円の増となりました。左側の表をお願いします。地方譲与税は162万3, 000円の増、利子割交付金は53万8, 000円の減、配当割交付金は681万円の増、株式等譲渡所得割交付金は833万8, 000円の増、法人事業税交付金は2, 412万円の増、地方消費税交付金は3, 732万6, 000の増、ゴルフ場利用税交付金は142万1, 375円の増、環境性能割交付金は240万5, 842円の増、地方特例交付金は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などにより、5, 624万6, 000円の増、地方交付税は2億7, 460万6, 000円の増、交通安全対策特別交付金は8万円の減、分担金及び負担金は、老人ホーム措置費負担金の増などにより、1, 483万5, 677円の増、使用料及び手数料は、町営住宅駅前団地の入居者の増による住宅使用料の増などにより、370万3, 935円の増、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金の事業費補助金の減などにより、15億7, 544万7, 019円の減、県支出金は農村地域防災減災事業補助金の増などにより、1, 600万4, 103円の増、財産収入は土地建物貸付収入の増などにより、370万7, 780円の増。寄附金はふるさと応援寄附金の増などにより、2, 788万8, 079円の増、繰入金はふるさと応援基金繰入金の増などにより、1, 566万9, 326円の増、繰越金は6, 093万3, 732円の増、諸収入は令和2年度の学校給食費の無償化期間の影響などにより、1億775万896円の増、町債は1億4, 705万9, 000円の増となりました。

次に、歳出の款ごとの説明を決算報告書により行います。

1 款、議会費から行きます。

4 3 ページ。議会費では、定例会 4 回と臨時会 3 回が招集され、議案 7 2 件、報告 6 件、意見書 1 件について、慎重に審議しました。それぞれについて、適正妥当な結論をいただき、議会の権能と責任を果たすよう努め、町民に分かりやすい開かれた議会と円滑な議会運営を行いました。なお、令和 3 年 1 2 月定例会で、福崎町議会本会議は第 5 0 0 回を迎えました。

次、2 款、総務費です。

4 5 ページ。一般管理費では、町民の皆様と町職員が共に学習して、よりよい福崎町をつくるための福崎まちづくり出前講座を実施しました。遠野市との交流事業として、平成 2 7 年度から参加していた遠野市産業まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度も開催が中止されたため、訪問することはできませんでした。

5 0 ページ。文書広報費の文書管理一般事務費では、令和 4 年 2 月から文書の電子決裁を導入し、全課の課長決裁文書を電子決裁としました。

5 3 ページ。会計管理費の会計一般事務費では、令和 3 年 3 月から財務会計システムに電子決裁を導入しました。ペーパーレス化を推進することができ、コスト削減につながりました。

5 4 ページ。財産管理費の庁舎管理事業では、照明設備の LED 化、プログラムチャイムの更新や庁舎出入口に非接触型顔認証测温システム機器の設置などを行いました。

5 9 ページ。地域振興費では、自立（律）のまちづくり交付金事業や地域交流広場事業、アドプト事業を行いました。福崎夏まつり、福崎秋まつり及び民俗辻広場まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年度に引き続き、事業を実施することはできませんでした。ふるさと応援寄附金事業では、町外の多くの寄附者に応援してもらえるように記念品の充実と記念品協力事業者を募り、事業の拡充に取り組みました。

6 7 ページ。交通対策費の交通安全対策事業では、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動を実施し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を啓発しました。また、交通危険箇所には、カーブミラー、通学路標識、啓発用看板などを設置しました。通学路整備事業では、各改善要望箇所にカラー塗装や転落防止柵の設置を実施し、児童等が安全に通学できるように努めました。

7 0 ページ。町制 6 5 周年記念事業費では、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、時期を変更して 1 2 月 1 1 日に記念式典を開催しました。

7 1 ページ。応援給付金給付費では、特別定額給付金給付基準日より後に生まれた子のいる世帯に 1 人当たり 1 0 万円を支給する新生児世帯応援給付金給付事業を実施しました。

7 3 ページ。戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、個人番号カードの交付率向上のため、写真の無料撮影とカード申請の受付を行いました。令和 3 年度は、休日に申請受付窓口を 1 1 回開設したほか、庁舎外で出張申請窓口を 4 回開催し、申請率向上に取り組みました。

7 5 ページ。選挙費では、令和 3 年 4 月に福崎町議会議員選挙、7 月に兵庫県知事選挙、1 0 月には衆議院議員総選挙を執行しました。

7 9 ページ。統計調査費では、主として国の委託統計を実施しており、令和 3 年度は教育統計調査、経済センサスを実施しました。

8 2 ページ。監査委員費では、公正で合理的な行政運営確保のため、福崎町監

査基準及び監査計画に基づいて、決算審査を5日、定期監査を4日、例月出納検査を12日、延べ21日間の監査を行いました。

次、3款、民生費です。

83ページ。社会福祉総務費は社会福祉事業に要した経費で、主な支出は、民生委員・児童委員活動に要した経費、社会福祉協議会への委託料・補助金及び巡回バス運行補助に要した経費です。

社会福祉一般事務費では、社会福祉や地域福祉に関する一般的な事務に要した費用を支出しました。令和2年度に引き続きフードドライブの実施や就労支援に取り組みました。また、福崎町の「福崎町の福祉 福祉サービスのしおり」を発行し、町内に全戸配布しました。社会福祉協議会への運営委託事業では、福祉施策がより有効に実施できるように給食サービス事業やミニデイ事業、障がい者相談支援事業等を委託して実施しました。

98ページ。臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活の支援を受けられるよう、住民税非課税世帯1,426世帯、家計急変世帯5世帯に対して、一律10万円の給付を行いました。また、非課税世帯から生活保護世帯などを除く1,350世帯に対して、追加支援分として、町単独で一律5万円を給付しました。防犯対策事業では、福崎警察署をはじめとする関係団体と連携し、福崎町防犯指導委員会による防犯パトロールを実施して、防犯意識の高揚を図りました。巡回バス運行事業では、新たに加西市連携コミュニティバスの運行の開始等の改編を行い、利用者の利便性向上に努めました。

103ページ。障害福祉費では、障がいのある方も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図るために要した費用を支出しました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら、障がいへの理解を深め、ライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

113ページ。国民年金事務費では、住民に対する国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携して、未加入者・未納者の解消に取り組みました。

114ページ。老人福祉費では、老人クラブへの助成金、敬老祝賀に要した経費、中播広域シルバー人材センター運営費、老人福祉給付、通院支援サービス、人生いきいき住宅助成、介護保険利用者助成、介護保険事業特別会計繰出金などを支出しました。老人福祉給付事業では、要援護高齢者の安全・安心の確保や経済的負担を軽減し、福祉の向上を図りました。人生いきいき住宅助成事業では、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるようバリアフリー改造に要する経費の一部を助成しました。介護保険利用者助成事業では、介護保険制度における訪問介護、通所サービス等を利用する低所得者に対し、利用料の自己負担の2分の1を助成することにより、経済的負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図りました。

121ページ。医療助成費は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等、高齢重度障害者及び子どもの福祉増進を図るための医療費助成事業に要した経費です。医療費一部負担助成扶助として、高齢期移行者医療を除く医療費助成制度の対象者に、町単独施策として、自己負担額に係る県福祉医療制度の一部負担について助成しました。議案資料の29ページ、30ページに福祉医療費の月ごとの実績表や年度比較表をお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

127ページ。養護老人ホーム運営費では、入所者の自主性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら、地域の人との触れ合いを大切にし、明るく

楽しく、生き生きとした老人ホームづくりに努めました。令和3年度措置人数は、月平均47.0人でした。

129ページ。文珠荘管理費では、令和3年11月から新たな指定管理者メデイカ・ジャパン株式会社による運営が始まり、3か月間の準備期間を経て、令和4年1月6日にリニューアルオープンしました。クラウドファンディングを活用し、ライトアップ事業を実施し、3月25日には点灯式を行いました。

132ページ。児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障がいのある児童に対して年金の支給、障がいのある児童及び母子・父子家庭への就学援助、赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈をしました。学校教育課における子ども・子育て支援事業では、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を確認するため、福崎町子ども・子育て会議を開催しました。病気やけがで集団生活ができない児童と保護者への支援を行うため、神崎郡3町で病児保育事業を行いました。保健センターにおける子ども・子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象に継続的支援を目指すため設置した福崎町子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員による家庭自立相談の充実を図りました。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、国の施策として、児童等109人に対し、1人当たり5万円を支給しました。子育て世帯等臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当特例給付世帯へは町の施策、その他の世帯へは国の施策として、児童等1,806人に対し、1人当たり10万円を支給しました。

137ページ。児童手当費では、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童1人当たり月額1万5,000円または1万円の児童手当を支給しました。また、所得制限を超える場合については、特例給付として、児童1人当たり月額5,000円を支給しました。

138ページ。保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童の費用について、該当する私立保育所の設置者に対して費用を支出しました。

同じページ、認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。新型コロナウイルス感染症対策として、手洗いや手指消毒、検温等、感染予防対策を徹底し、教育・保育を実施しました。

145ページ。子育て支援施設費では、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の軽減を図りました。

148ページ。学童保育費では、共働き家庭など、学校から帰宅して誰もいない留守家庭の小学生の保護、健全育成を図ることを目的に学校や地域の協力の下、学童保育を行いました。

次、4款、衛生費です。

155ページ。保健衛生総務費では、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金と母子保健事業及び食育推進事業など、保健行政に要する費用を支出しました。令和元年度から実施をしている保健センターの土曜開庁も定着し、相談件数も増加してきています。母子保健事業では、健やかに妊娠期を過ごし、安心・安全な出産を迎え、母子ともに健康に過ごせるよう支援しました。食育推進事業では、令和3年度に福崎町すこやかヘルスプランを策

定し、新型コロナウイルス感染症による影響に応じた形で食育事業に取り組みました。

164ページ。予防費では、住民の健康増進のため、予防的対策として行った予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用を支出しました。予防接種事業では、安全で適切に接種できる体制を整えるとともに、任意予防接種事業も継続し、感染予防と住民の健康増進を目指しました。成人保健事業では、6月と7月に町ぐるみ健診を11日間実施、また、未受診者を対象に11月に2日間健診を行いました。自殺対策事業では、令和3年度に福崎町すこやかヘルスプランを策定し、こころの健康づくりを推進するために、相談事業や健康教育を実施しました。

172ページ。新型コロナウイルスワクチン接種事業では、希望する12歳以上の住民に対し、令和3年5月から優先順位に従ってワクチン接種を実施しました。また、初回接種完了者に令和4年1月から追加接種3回目を実施しました。新型コロナウイルス小児用ワクチン接種事業では、令和4年3月から小児用ワクチン接種を始めました。感染した場合の重症化例が少ないことから、残念ながら多くの方が接種を見送られました。

177ページ。公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、事業場からの排水調査をするとともに、主要河川の水質調査やゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。

179ページ。自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行いました。また、福崎町自然歩道を歩こう大会は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止としました。

180ページ。し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。議案資料の31ページ、32ページに中播衛生施設事務組合の決算概要、分担金表、年度別し尿投入量集計表をお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

183ページ。ごみ処理費では、くれさか環境事務組合への負担金やごみ収集運搬業務とごみ処理に要した経費を支出しました。議案資料の33ページから35ページまでに、くれさか環境事務組合の決算報告書、分担金及び負担金、令和3年度の実績搬入量表をお示ししております。また、38ページには、新しく加入した中播北部行政事務組合会計の決算概要をお示ししておりますので、ご参照ください。

次、5款、農林水産業費です。

187ページ。農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務や、農地の確保と農地利用の最適化の推進に取り組んだ費用を支出しました。また、農地パトロールを実施し、耕作放棄地面積約12.6ヘクタール、180筆、111人の所有者、耕作者に対し、利用の増進を図るよう、注意や指導などを行いました。

189ページ。農業振興費では、農業の持続的発展を図るため、農業経営を展開できるように支援するとともに、特産もち麦の産地振興並びに農産物の生産・供給体制を整え、地産地消を推進しました。農地集積・集約化支援事業では、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランを作成し、農地の集積を行った地域等に対する支援を行いました。中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地を継続的に維持管理していく集落を対象に農業生産活動を支援しました。

198ページ。多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行、農業の担い手

不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、地域ぐるみで行われる取組を支援しました。環境保全型農業支払推進事業では、県の認証「ひょうご安心ブランド」を取得している営農組合等が行う有機農業や緑肥の作付など、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する環境に優しい営農活動に対して支援を行いました。

203ページ。農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設修理に要した費用を支出しました。

204ページ。水田活用推進対策費の水田活用推進対策事業は、地域の特性を生かし、戦略作物等の作付を推進し、水田農業経営の安定を図る事業で、3年以上作物の作付を行っていない農地に主食用米、酒米、麦類、豆類、そば、飼料作物等を作付した農業者に補助金を交付しました。経営所得安定対策直接支払推進事業は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業多面的機能を維持することを目的とする事業です。福崎町地域農業再生協議会を実施主体として位置づけ、補助金を交付しました。

206ページ。農地費では、土地改良関係団体等で施工された土地改良等事業に対し、福崎町農林水産業関係補助金交付規則に基づく補助金並びに県営土地改良事業負担金を支出しました。

210ページ。国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用を支出しました。

212ページ。ほ場整備事業費では、高岡福田地区のほ場整備事業に要した費用を支出しました。

214ページ。ため池整備事業費は、水害・地震対策を必要とするため池等の整備に要した経費です。農村地域防災減災事業では、地震や豪雨等によるため池等農業用施設の災害を防止し、農村地域の防災力向上を図るための事業を実施しました。県営・ため池整備事業は、ため池の耐震性に応じて必要な耐震整備を実施するもので、令和3年度は御親池及び徳ヶ畑上池において廃止工事を実施しました。

216ページ。林業振興費は、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した費用で、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行いました。

次、6款、商工費です。

225ページ。商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが落ち込んだ小規模事業者等を応援するために、町独自の支援制度や県と協調した時短営業協力支援対策など、様々な施策を実施しました。

商工総務費では、操業企業との調整や工業団地調整池の維持管理費等を支出しました。

228ページ。商工業振興費の中小企業振興事業では、新型コロナウイルス感染症の影響と受けている小規模事業者を支援するため商工会と連携し、なっ得商品券事業の拡大、中小企業振興資金融資制度の拡充などに取り組みました。産業活性化緊急支援事業による町内業者の振興を図りました。観光振興事業では、新型コロナウイルス退散を願った特別企画として、駅前交流広場にアマビエの妖怪ベンチを、八千種地区に初めての妖怪ベンチとなる袖引小僧を設置しました。もちむぎのやかた管理事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、もちむぎのやかたへの来客者、特に団体客がなくなり、売上げは減少しました。休業要請事業者経営継続支援事業では、兵庫県と協調し、新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮に協力された事業者の事業継続を支援しました。小規模事業者応援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し、経営に支障を来している小規模事業者に対して、町独自の支援制度を設けて応援金を支給しました。

239ページ。消費者行政費では、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、町民がより安全で安心して生活できるよう、消費者被害を未然に防止するための講座を開設し、消費者行政の推進を図りました。

242ページ。企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に企業会館の運営及び管理を委託した費用を支出しました。

次、7款、土木費です。

245ページ。土木費では、安全で快適な住民生活と活発な経済活動を支えるため、幹線道路、生活道路の改良及び維持補修を図る等、社会基盤となる道路や河川等の整備を進めました。また、町の健全な発展と秩序ある整備を計画的に推進するための都市計画や住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するための町営住宅の適切な維持管理の費用を支出しました。

道路橋梁総務費では、道路橋梁全般の管理に要する経費で、令和3年度は令和2年度の道路改良工事による変更箇所を道路台帳に反映するため、図面・調書等の補正作業を行いました。

246ページ。道路改修費は、道路構造物の老朽化、また、交通量増加により損傷が著しい道路等について、改修、維持補修、清掃作業等により、安全・安心な生活基盤を維持するために要した経費です。道路維持管理事業では、道路の維持補修及び街路樹剪定や道路清掃などの美化作業を推進し、通行の安全確保、交通事故の防止に努めました。

250ページ。道路新設改良費では、町道福崎駅田原線及び町道千束新町線の測量・設計に着手しました。

251ページ。橋梁改修費では、橋梁を計画的、効率的に維持管理し、長寿命化を図るために要した費用を支出しました。令和2年度からの繰越事業と併せて、八千種地蔵橋や田口釜之内橋などの橋梁補修事業を実施しました。

254ページ。河川改修費では、県河川の美化事業として、県と委託契約を締結し、市川・七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めました。今後も急激な降雨等により土砂が堆積し、河川断面の流下能力が下がることによって溢水等する可能性があるため、適正な維持管理に努め、災害に強いまちづくりに努めていきます。

255ページ。都市計画総務費では、都市の安全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な費用を支出しました。また、都市計画審議会を4回、福崎町地域公共交通活性化協議会を2回開催し、福崎町の都市計画や地域公共交通に関する施策などを協議しました。都市計画見直し事業では、都市計画の見直しや各種計画、検討案の策定などに要した費用を支出しました。令和3年度は都市計画道路福崎駅田原線の計画変更に伴う都市計画総括図の修正を行いました。地域公共交通確保維持改善事業では、福崎町及び姫路市の地域のニーズに合った地域交通を形成するため、福崎町・姫路市連携コミュニティバスの本格運行を実施しました。

260ページ。まちづくり事業費では、ユニバーサル社会の実現や市街地整備の推進、市街化調整区域における活力維持に向けた検討に要した費用を支出しました。特別指定区域制度活用事業では、令和3年度では、西治地区について兵庫県との協議が整い、令和3年11月16日に特別指定区域の変更を行いま

した。

262 ページ。公園管理費では、市川河川公園やイーストパーク、ふれあい広場等の適切な維持管理のための費用を支出しました。併せて、福崎浄化センター修景施設を改修し、子どもが安心して遊べ、快適に利用できるレクリエーションの場を提供しました。令和3年度は、大型トランポリン遊具及びシェルターを設置しました。

265 ページ。住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要する費用を支出しました。令和3年度は山崎団地3棟4戸の解体撤去工事を行いました。3年度末現在の管理戸数は153戸です。空家対策事業では、空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の照会、空き家の現地確認を行いました。令和3年度は、空き家バンクの物件登録を5件行い、ホームページ上で入居者の募集を行いました。令和3年度末の空き家件数は366件です。

次、8款、消防費です。

271 ページ。常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費です。令和3年中の建物火災発生は5件、救急出動は720件でした。

273 ページ。非常備消防費では、災害から郷土を守るために有事に即応した新しい知識・技術を取得し、1本部32分団600人及び機能別消防団員25人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は1,048人、訓練等出動は969人でした。

276 ページ。防災対策費では、災害発生時に対処するための費用を支出しました。その他、災害発生時及び一般行政広域伝達に利用している移動系防災行政無線設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設・災害対応総合情報ネットワークシステムの維持管理費、防災備蓄備品の購入などの費用を支出しました。

次、9款、教育費です。

279 ページ。教育委員会費では、教育委員会の会議は定例会を12回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

280 ページ。事務局費では、不登校指導員等の配置により、児童生徒の問題解決に早期に対応するとともに、ICT支援員を新たに配置し、学校でのICT活用を支援しました。また、外国語指導助手（ALT）は、一時不在の期間がありましたが、11月からは2人体制で授業を進めました。

283 ページ。小学校費は、小学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。自然学校は、町内全小学校5年生204人が2班に分かれ、兵庫県立南但馬自然学校で実施しました。令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施日数を2泊3日に縮小しました。小学校施設長寿命化改良事業では、令和2年度からの2か年で、福崎小学校北校舎の長寿命化改修工事を実施しました。

290 ページ。中学校費は、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した費用で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。中学校施設長寿命化改良事業では、令和4年度に実施する福崎西中学校並びに福崎東中学校のトイレ改修工事の実設計画を行いました。小中学校での学校生活は、コロナの影響が続きましたが、手指消毒やマスクの着用など、感染予防を徹底しながら学校活動を継続しました。

296 ページ。社会教育総務費は、生涯学習社会の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる授業の推進、また、青

少年健全育成活動の推進に要した費用を支出しました。成人式は1月10日に開催し、該当者216人中157人の参加がありました。地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクールの教育支援、登下校時の見守り、校内巡視等により、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援活動に取り組みました。

302ページ。公民館費では、老人大学及びサルビアセミナーとも、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、一部の講座については開催することはできませんでした。

306ページ。図書館費では、外出自粛が続いたことで、家で過ごす時間が増えたため、貸出点数は平成17年の開館以来2番目に多くなりました。

308ページ。文化センター管理費では、令和3年度は南側駐車場水銀灯取替工事や施設利用者にWi-Fi環境を提供するLAN配線工事等を実施しました。利用状況は1,377件、利用者数は1万7,089人でした。

309ページ。エルデホール運営費では、令和3年度はメインホールの舞台照明設備の改修、イベントホール照明設備改修及びホワイエ照明設備改修の3件を行ったほか、自主公演事業については、感染症対策を十分に行いながら、5回公演を開催しました。

311ページ。研修センター運営費は、文化センターの分館として、社会教育及び生涯学習の拠点として、安全に快適に利用できるよう管理運営を行いました。利用状況は659件で、6,947人でした。

312ページ。青少年野外活動センター費では、野外活動を通じて青少年の健全育成を図り、また、地域住民に自然に触れる機会や交流の場を提供するための費用を支出しました。利用状況は428団体、4,144人でした。

316ページ。辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理運営に要した経費で、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館、三木家住宅の運営及び管理に要した費用を支出しました。歴史民俗資料館運営事業では、郷土資料を収集・保存し、一般に公開するため、企画展、特別展を実施しました。入館者数は8,533人でした。柳田國男・松岡家記念館運営事業では、柳田國男先生と松岡家の業績を顕彰するため、企画展、記念展を実施しました。三木家住宅等管理事業では、三木家の歴史や魅力を来館者に伝えるため、公開イベントを7回実施しました。また、令和2年度に三木家住宅東側に展示兼収蔵施設を整備し、本年度から利用を開始しました。

322ページ。文化財保護費では、文化財保護に要する費用を支出しました。主な事業は指定文化財等の助成、埋蔵文化財発掘調査、文化財保存活用地域計画の作成などです。また、文化財審議委員会を開催し、文化財行政について、専門的な立場から審議をいただきました。福崎町文化財保存活用地域計画を令和2年度から3か年で作成しています。2年目となった令和3年度では、福崎町文化財保存活用地域計画協議会において、計画の内容を協議し、素案が完成しました。

326ページ。保健体育総務費では、生涯スポーツ全般の振興と推進に努めました。スポーツ競技で優秀な成績を収めた方に贈るスポーツ功績賞を個人13人に授与しました。

331ページ。給食運営費では、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、安全・安心な地域の食材をできるだけ多く給食に取り入れました。また、福崎町の特産物であるもち麦に親しみ、家庭でも活用してもらえるように、給食において、もちむぎ麺やもちむぎ精麦を使用した献立を積極的に取り入れ

ました。給食における地産地消率は43.0%と、令和2年度より10.4%減となりました。

334ページ。町民グラウンド管理費では、町民第1・第2グラウンドやスポーツ公園、町民第3グラウンドの維持管理に要した費用を支出しました。町民の健康づくりとスポーツ活動を行う生涯スポーツの場として利用されました。

336ページ。学校施設社会開放費では、生涯スポーツを推進するため、また、町民のスポーツの場を広げるため、学校施設の社会開放を行いました。体育館、グラウンド合わせて1,780回、4万5,321人の利用がありました。

337ページ。体育館運営費では、施設において、より安全で効率的なスポーツ活動の場を提供するために設備の充実、整備を行いました。

次、10款、公債費です。

341ページ。公債費では、長期借入金の返済額は元金10億1,234万8,793円で、令和3年度借入総額は8億4,930万円、令和3年度末現在高は113億4,945万7,445円となりました。利子は、長期借入金利子3,622万3,795円と、年度内に資金不足が生じたために一時借入を行った利子9万6,006円です。

次、11款、予備費です。

343ページ。予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

次、12款、災害復旧費です。

345ページ。農林水産業施設災害復旧費では、令和3年7月7日から7月8日の梅雨前線豪雨により、田口と井ノ口で被災した農地2か所の原型復旧工事を行いました。

以上で、決算報告書での説明を終わります。

ここで、議案第32号説明資料について、かいつまんで説明いたします。

1ページは、特別会計を含む各会計決算概要と公営企業会計も含む町全体の給与費明細書です。2ページ、3ページは、前年度決算額との比較です。3ページ右側には、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症に関する主な支援事業と、それを記載した決算報告書のページ番号の一覧ですのでご参照ください。4ページ、5ページは、それらの事業の一覧表になります。6ページ、7ページは、歳入歳出の項ごとの決算表です。8ページは、基金の状況です。一般会計の令和3年度末現在高は、21億9,679万9,555円となりました。9ページの上段は不用額についてです。不用額は全体で1億9,663万3,858円で、資料の10ページから16ページまでには、節別それぞれの事業ごとに20万円以上の不用額の金額と理由を説明しておりますので、お目通しください。9ページの下段は、調定額に対する収入未済額についてです。調定額に対する収入未済額は、7,891万1,139円で、対前年度比2,409万6,605円の減となりました。資料の17ページから27ページまでに、町税等、町の徴収金の収納状況や不納欠損、滞納等の状況について資料を添付しておりますので、ご参照ください。28ページは、社会保障財源化分の地方消費税交付金が充てられた社会保障施策に要する経費の一覧です。29ページから38ページまでは、それぞれの事業のところで説明したとおりです。39ページから45ページまでに、まち・ひと・しごと創生総合戦略アクション進捗管理表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第33号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明い

たします。

まず、決算書の国保会計の42ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額19億8,105万5,864円、歳出総額19億6,658万2,400円、差引額、実質収支額ともに1,447万3,464円で、うち2万円を繰り越しし、残り1,445万3,464円は、令和4年度で基金に積立てしました。

43ページにつきましては、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は7,244万1,430円でございます。

次に、決算報告書で概要説明をさせていただきますので、国保会計の1ページをお願いします。

本文の1行目からかいつまんで朗読説明をいたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度ですが、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、その財政運営は非常に厳しい状態にあります。

令和3年度における制度改正の主なものは、軽減判定基準所得の見直しです。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替等を踏まえた国民健康保険税での軽減判定所得の見直しを行いました。また、町税の納税方式が集合税方式から単税方式に変更されたことに伴い、国民健康保険税の納期を、これまでの10期から9期に変更しました。令和3年5月からコンビニエンスストア等で納付できるようにもしました。

2ページ。歳入では、1世帯当たりの保険税年額は15万980円、1人当たりの保険税年額は9万4,875円となりました。保険税の収納率は、現年度95.2%、滞納繰越分21.7%、全体では83.1%となりました。

歳出に入ります。

4ページ。保険給付費は、歳出全体の69.3%を占めています。対前年度比はマイナス2.1ポイントとなりました。

5ページ。保健事業費については、特定健康診査については、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善や重症化の予防を目的に実施しました。健診の周知徹底のため、対象者の氏名を印字した申込書を各世帯に郵送するほか、令和2年度にためた健康づくりポイントを健診費用の一部に還元するなど、受診しやすい環境づくりに努めました。令和3年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診961人、個別健診123人で、計1,084人で、受診率は37.0%、前年度に比べ0.4ポイント増加しました。

議案第33号説明資料の1ページには、20万円以上の不用額及び保険税収納状況、2ページから4ページには、決算勘定表、税賦課状況についてお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第34号について、ご説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億108万8,455円、歳出総額2億9,430万3,597円、差引額、実質収支ともに678万4,858円です。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の1ページをお願いします。

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担能力を勘案しつつ、現役世代

が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで国民皆保険を引き継いでいく支え合いの仕組みです。

保険料率は、兵庫県内は均一で、2年ごとに改定されます。兵庫県後期高齢者医療広域連合では、令和2年度に改定され、令和2年、3年度の保険料は均等割額5万1,371円で、令和元年度と比較して2,516円の増、所得割率10.49%で、0.32ポイントの増となっています。賦課限度額は64万円です。

令和3年度における制度改正の主なものは、国民健康保険事業と同様の軽減判定基準所得の見直しと、令和3年5月からコンビニエンスストアで保険料を納付できるようにしたことです。

令和4年3月末の被保険者数は、2,862人です。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定負担金に充当します。

歳出は、人件費のほか、事務費等経費、後期高齢者医療広域連合納付金を支出しました。

議案第34号資料1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況を、2ページ、3ページには、給付費の状況等についてお示ししていますので、ご参照ください。

次に、議案第35号について、ご説明いたします。

決算書の介護保険事業特別会計の48ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額17億5,290万7,345円、歳出総額17億2,320万5,795円、差引額、実質収支とも2,970万1,580円で、うち2万円を繰越金とし、残り2,968万1,580円を令和4年度で基金に積み立てました。

49ページについては、財政調整基金の保有状況をお示しております。決算年度末の現在高は、6,742万6,637円でございます。

次に、決算報告書で概要説明をさせていただきます。

決算報告書の介護保険事業特別会計1ページをお願いします。

介護保険事業は、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送ることができるよう、介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるように努めました。

介護保険制度は平成12年に施行され、令和3年度で21年が経過しました。令和3年度は第8期の初年度となります。第8期の主な改正点は、基準月額を5,780円から6,160円としたことです。また、所得段階第7段階の基準所得金額を10万円、第8段階を20万円引き上げました。また、消費税率引上げによる公費を投入して、低所得者の保険料の軽減割合及び所得段階を令和2年度からさらに拡充し、保険料基準額に対する第1段階の割合を50%から30%、第2段階を65%から50%、第3段階を75%から70%に軽減しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対して、保険料の減免を行いました。利用者自己負担割合は所得水準にかかわらず原則1割でしたが、平成27年8月から所得等に応じた負担割合となり、65歳以上で一定以上の所得がある方は2割に引上げになりました。さらに、平成30年8月からは、現役並み所得者について、負担割合が3割に引き上げられました。

2ページ。歳入では、保険料の収納率は現年度分99.8%、滞納繰越分28.8%、全体では99.3%となりました。令和3年度から保険料の納期を10期から9期に変更しました。さらに、コンビニエンスストア等で保険料を納付

できるようにしました。

歳出です。4 ページ。

令和3年度の介護保険給付費は15億6,850万5,229円となり、対前年度比2.9%増加し、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が前年度比2.3%増、地域密着型サービス費は対前年度比6.2%増、施設サービス費は対前年度比3.4%増となりました。

5 ページ。介護予防生活支援サービス事業では、要支援1、2と事業対象者の方に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき生活支援サービスを提供しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありましたが、生活支援を要する高齢者は多く、訪問型サービスの需要が高くなりました。

生活支援体制整備事業では、介護予防、生活支援サービスの資源開発等を目的に活動する組織である生活支援協議体の会議を令和3年度に2回に開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下での介護予防、生活支援サービスと社会参加について検討しました。また、地域資源の一つである移動販売についてや、コープこうべと社会福祉協議会との共同プロジェクトについても検討しました。

認知症総合支援事業では、地域包括支援センター職員が認知症の人と、その家族への相談業務や関係機関の連携支援を行う等、包括的な支援を行いました。

議案第35号説明資料1ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、2ページには事業の状況、3ページ、4ページには決算勘定表、5ページには月別の給付状況等についてお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第32号から議案第35号までの4議案について一括説明をさせていただきます。よろしくご審議賜り、認定いただきますようお願いいたします。

- 日程第11 議案第36号 令和3年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第37号 令和3年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第38号 令和3年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第39号 令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について

議 長 日程第11、議案第36号、令和3年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第14、議案第39号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第36号から議案第39号までの4議案について、ご説明申し上げます。

この4議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度の水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計並びに工業団地造成事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第36号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示をしております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、水道事業収益、予算額4億3,416万9,000円に対しまして、決算額4億2,215万1,967円、予算額と比較して1,201万7,033円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益3億2,625万7,

646円、2項、営業外収益9,589万4,321円、3項、特別利益はありませんでした。

支出は、1款、水道事業費用、予算額4億2,818万8,000円に対しまして、決算額3億9,989万5,337円、不用額は2,829万2,663円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3億7,274万5,907円、2項、営業外費用2,370万2,215円、3項、特別損失は344万7,215円でございます。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額1,290万円に対しまして、決算額1,416万1,312円、予算額と比較して、126万1,312円の増となりました。各項の決算額は、1項、補助金101万1,612円、2項、工事負担金、1,314万9,700円、3項、返還金はありませんでした。

支出は、1款、資本的支出、予算額1億2,500万円に対しまして、決算額9,138万7,099円、翌年度繰越額869万円、不用額は2,492万2,901円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費4,686万6,600円、2項、企業債償還金は4,452万499円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,722万5,787円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額426万600円と過年度分損益勘定留保資金7,296万5,187円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明いたします。13ページをお開きください。

令和3年度は、前年度と比べ、給水量は3.6%の減、給水収益につきましてはコロナ支援策として実施しました水道基本料金の減免が終了したことから、12.2%の増収となりました。給水戸数は8,307戸と、前年度より60戸余り増加いたしました。コロナによる水需要の伸び悩みと上水道を利用する大口企業が工業用水道に使用を切り替えたことにより、営業用の給水収益が大きく減収となりました。収益全体では、コロナ禍前の一昨年水準には届きませんでしたが、経費削減に努めた結果、純利益を確保することができました。

有収率につきましては、前年度と比べ0.3ポイント下がり、95.9%となりましたが、依然高水準を維持しております。

建設改良事業では、西谷地区配水管の更新工事（その1）が完了しました。また、工業団地配水池加圧ポンプ所と福田水源地を結ぶテレメーターの更新工事を行いました。半導体不足の影響で資材がそろわず、翌年度への繰越工事となりました。

委託業務としましては、水道施設の維持管理業務を民間へ委託してから2年が経過し、期間満了まで残り半年となりました。今後は、次期契約に向けて準備を進めてまいります。

なお、議案第36号資料、1、2ページに水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ、(2)は経営指標に関する資料でございます。これは、地方公営企業法施行規則が改正され、事業報告書にこの項目が追加されたことにより、今回の令和3年度決算から記載しているものでございます。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて上昇し、105.7%となりました。健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金回収率につきましては、前年度と比べ9.4ポイント上昇し、100.8%となりました。100%を上回っておりますので、事業に必要な費用を給水収益で賄

えていることとなります。また、有形固定資産減価償却率は、償却資産における減価償却済みの部分の割合を示す比率でございます。令和3年度は41.8%で、表では年々比率の向上が見られます。この比率の向上は、老朽化が徐々に進んでいることを表しておりまして、今後、修繕費などの発生を予想する一つの目安となります。一方、管路更新率は、年間の管路更新実績の割合で、令和3年度は0.3%となっています。本町の管路更新については、近年の下水道面整備工事に合わせて実施してきた経緯がございまして、比較的新しい管路が多いため、今後、この指標の大きな伸びは期待できません。

次の15ページは、建設改良工事の契約内容を、16、17ページは給水工事や保全工事など、18ページは業務量をお示ししております。

18ページの業務量①の給水戸数は8,307戸で、前年度から64戸の増。③の配水総量は252万7,223立米で、有収率は95.9%であります。

19ページには事業収入、20ページには事業費用を取りまとめております。

20ページ下の給水原価は、1立米当たり152円96銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は117円49銭、供給単価は1立米当たり118円44銭となりました。

21ページは重要契約の要旨、22ページは企業債の概要でございます。本年度の企業債の発行はなく、償還額4,452万499円で、年度末残高は8億9,392万2,670円となりました。

23ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は1,798万9,982円。下から3行目、4の資金増減額は3,753万2,367円の増。5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は9億1,102万7,940円となりました。

24ページからは、収益費用明細書でございます。

まず、収益です。水道事業収益は3億9,191万7,123円、営業収益は2億9,679万6,163円で、主なものは、水道料金2億8,702万2,932円や手数料などでございます。水道料金につきましては、前年度は基本料金の減免を実施したため、令和3年度は増収となっております。中段、営業外収益は9,512万960円で、主なものは、長期前受金戻入、分担金などでございます。

25ページからは費用です。

水道事業費用は3億7,392万7,141円で、うち営業費用は3億6,054万4,611円です。主なものは、原水及び浄水費では、水源地の動力費、配水及び給水費では、26ページの委託料や県水受水費などでございます。この受水費につきましては、前年度はコロナ支援策として、県営水道料金を3か月免除してもらいましたが、令和3年度は免除終了により増となっております。中段、総係費は3,068万5,539円で、主なものは職員の給料などでございます。

27ページでは、減価償却費が2,261万6,231円となりました。

営業外費用は、支払利息などで1,024万5,315円、特別損失は弁護士費用として313万7,215円を計上しております。

次に、28ページからは資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1,416万1,312円で、主なものは工事負担金です。

29ページ、資本的支出は8,712万6,499円。内訳は西谷地区配水管更新工事などの建設改良費で4,260万6,000円、企業債償還金は4,452万499円となりました。

30ページは固定資産明細書、31ページは企業債明細書でございます。

次に、5ページにお戻りください。損益計算書で、税抜きでの表示となります。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計2億9,679万6,163円。営業費用は、原水及び浄水費からその他営業費用までの合計3億6,054万4,611円。営業利益はマイナス6,374万8,448円で、前年度比約2,000万円損失が減っております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計9,512万960円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて1,024万5,315円。差引き、営業外での利益は8,487万5,645円で、前年度比約1,800万円の減、営業利益と合わせた経常利益は2,112万7,197円となり、前年度比では約140万円の増となりました。これに特別損失を差し引いた当年度純利益は1,798万9,982円で、さらに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は1億1,517万4,574円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

まず、資本金の当年度末残高は、前年度末残高と変わらず、18億7,702万4,386円でした。中ほどの列、資本剰余金合計の当年度末残高4億3,514万9,481円についても変動はありません。

右から3列目、利益剰余金の未処分利益剰余金は、前年度末残高の1億7,718万4,592円に前年度処分量と当年度変動額を差引きしまして、1億1,517万4,574円。積立金と合わせた利益剰余金合計は5億6,250万9,160円となりました。

そして、資本合計は当年度末残高28億7,468万3,027円となっております。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金1億1,517万4,574円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は、有形固定資産で、土地から建設仮勘定までの合計49億4,199万5,491円。無形固定資産はなく、前年度比約1億5,000万円の減となりました。詳細は30ページの固定資産明細書並びに議案第36号資料5ページから9ページをご参照ください。

流動資産合計は9億3,940万6,681円で、資産合計は58億8,140万2,172円。前年度比約1億1,000万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債の8億5,405万8,880円。流動負債は1年以内に償還する企業債からその他流動負債までを合わせた合計7,857万8,301円。繰延収益合計は20億7,408万1,964円で、負債合計は30億671万9,145円。前年度比約1億3,000万円の減となりました。

資本の部は、資本金18億7,702万4,386円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は28億7,468万3,027円。前年度比約1,800万円の増となりました。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号について、説明を申し上げます。

工業用水道事業会計、1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示となっております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業用水道事業収益、予算額4,670万円に対しまして、決

算額 4,682万5,515円、予算額と比較して12万5,515円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益3,639万1,910円、2項、営業外収益1,043万3,605円です。

支出は、1款、工業用水道事業費用、予算額4,499万1,000円に対しまして、決算額3,772万1,447円、不用額726万9,553円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3,369万2,404円、2項、営業外費用402万9,043円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出であります。

収入はありません。

支出は、1款、資本的支出、予算額760万円に対しまして、決算額752万9,289円、不用額7万711円となりました。項別の決算額は、1項、企業債償還金752万9,289円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額752万9,289円は、過年度分損益勘定留保資金で全額補填をいたしました。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

令和3年度の契約水量は、前年度と変わらず日量1,850立米で、給水量は前年度と比べ5.2%増となりました。これに伴い、給水収益も前年度と比べ5.5%の増収となっております。これは、水道事業決算の概要のところでもご説明申し上げたとおり、上水道から工業用水道に利用形態を変更した企業の影響によるものと考えております。また、有収率は1.2ポイント減少しましたが、96.8%と依然高い水準で推移をしております。純利益は、前年度と比べ90.0%と大きく伸び、継続して安定した黒字を確保しております。

資本的支出の企業債償還金は、元金償還の据置期間が終了した企業債の影響で、前年度と比べ78.7%と大きく増加をしております。

建設改良事業は、今年度は実施しておりません。

議案第37号資料、1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項でございます。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください、

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて上昇し、126.5%となりました。健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金回収率につきましても、前年度と比べ大きく上昇し、137.4%となりました。また、有形固定資産減価償却率は47.9%と年々比率の向上が見られ、老朽化が進んでおります。加えて、管路更新率が近年0%であることから、今後は計画的な施設の更新を進める必要があります。

15ページは保全工事の契約内容と業務量、16ページは事業収入及び事業費用を取りまとめております。また、下段の給水原価は、1立米当たり58円99銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は41円17銭、供給単価は56円57銭となりました。

17ページは企業債の概要で、本年度の発行額はなく、償還額752万9,289円、年度末残高は2億5,215万5,488円となりました。

18ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段の当年度純利益は910万4,003円。下から3行目、4の資金増減額は1,113万3,528円の増で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億3,343万5,541円となりました。

19ページからは、収益費用明細書でございます。

収益は、工業用水道事業収益が4,351万7,166円。営業収益は3,308万3,561円で、水道料金と受託工事収益です。営業外収益は1,043万3,605円で、主なものは長期前受金戻入です。

20ページからは費用です。

工業用水道事業費用は3,441万3,163円。営業費用は3,297万4,350円で、主なものは送水及び配水費と21ページの減価償却費です。営業外費用は、支払利息143万8,813円となっております。

22ページからは、資本的収入及び支出明細書です。

資本的収入はありません。

23ページの資本的支出は752万9,289円で、企業債償還金でございます。

24ページは固定資産明細書、25ページには企業債明細書を記載しております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でございます。税抜きでの表示となります。

営業収益は給水収益と受託工事収益で、合計3,308万3,561円。営業費用は、送水費及び配水費から減価償却費までの合計3,297万4,350円で、営業利益は10万9,211円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1,043万3,605円。営業外費用は支払利息で143万8,813円で、差引き、営業外での利益は899万4,792円、経常利益は910万4,003円となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は5,479万599円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

資本金5,095万2,814円。資本剰余金合計1億5,556万7,111円は、前年度と変動ありません。利益剰余金合計は、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせ、当年度末残高は8,604万7,452円。資本合計は2億9,256万7,377円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金5,479万599円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から機械及び装置までの合計7億2,311万615円。前年度比で約1,800万円の減となりました。詳細につきましては、24ページ、固定資産明細書並びに議案第37号資料、3、4ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金で、未収金はなく、1億3,343万5,541円。資産合計は8億5,654万6,156円で、前年度比約800万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億4,378万2,247円。流動負債は1年以内に償還する企業債などで、合計1,061万8,940円。繰延収益合計は3億957万7,592円で、負債合計は5億6,397万8,779円、前年度比で約1,800万円の減となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は2億9,256万7,377円、前年度比で約900万円の増となりました。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。
議 長 提案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分
再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

上下水道課長 引き続きまして、議案第38号について、説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額13億1,974万8,000円に對しまして、決算額12億9,044万2,651円、予算額と比較して2,930万5,349円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益4億2,369万3,910円、2項、営業外収益8億6,674万8,741円です。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額13億501万7,000円に對しまして、決算額12億9,473万1,436円、不用額は1,028万5,564円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用11億7,300万5,576円、2項、営業外費用1億2,172万5,860円であります。なお、減価償却費に充てるため、下水道事業基金を5,438万4,976円取り崩し、5万5,162円を積み立ていたしました。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額10億3,357万8,500円に對しまして、決算額6億4,176万1,450円、予算額と比較して3億9,181万7,050円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債3億6,530万円、2項、出資金6,680万円、3項、補助金1億8,857万2,250円、4項、負担金2,108万9,200円あります。

支出は、1款、資本的支出、予算額14億6,735万7,000円に對しまして、決算額10億4,876万8,169円、翌年度への繰越額は4億1,170万円で、不用額は688万8,831円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費4億5,495万2,938円、2項、固定資産購入費21万450円、3項、企業債償還金5億9,360万4,781円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億700万6,719円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,894万8,357円。過年度分損益勘定留保資金61万9,325円、当年度分損益勘定留保資金3億8,513万2,184円、繰越利益剰余金230万6,853円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和3年度の処理状況は、処理区域内人口1万8,717人で、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は81.0%で、前年度比べ、0.6ポイントの増となりました。しかしながら、有収水量は前年度比0.3%の減、使用料収入についてはほぼ同額となっております。

事業経営につきましては、令和4年度から10年間を計画期間とする経営戦略を策定し、今後は農業集落排水の公共下水道への統合や下水道使用料の適正化を目指して事業運営を行ってまいります。

建設改良事業においては、雨水整備として、繰越事業でありました川すそ雨水幹線工事（その10）が完了し、引き続き、同工事（その11）に着手をいたしました。また、同様に繰り越した直谷第2雨水幹線工事（その1）も完了し、引き続き同工事（その2）に着手をしております。

管路改良事業では、マンホールポンプの通報装置改築工事、処理場改良事業では、福崎浄化センターにおいて、膜カートリッジの更新を行いました。

議案第38号資料では、1、2ページに下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

決算書14ページ下段（2）は、経営指標に関する事項です。15ページ上段の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて低下し、98.4%となりました。経常収益に対して経常費用が上回り、単年度収支が赤字になったことによるものでございます。これは、前年度まで収益的収入で受け入れておりました基準外繰入金の一部を資本的収入の出資金に組み替えたことによりまして、経常収益が減となったことが要因であります。組み替えた繰入金は、会計上望ましい処理とされる企業債の元金償還金に充てることといたしました。この結果、資本的収支の不足額も予定より減っております。

次に、経費回収率につきましては、経費削減に努めた結果、前年度と比べ上昇し、92.3%となりました。しかしながら、依然100%を下回っておりますので、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることとなります。

また、有形固定資産減価償却率は18.0%、管渠改善率は0%で、比較的新しい施設や管渠であることから、このような結果となっております。

次の16ページから18ページは建設改良工事の契約内容、19ページから21ページは保全工事を、22ページは業務量で、各項目において全体とセグメントごとの数値を記載しております。

人口ベースの水洗化率は81.0%、接続戸数ベースの接続率は80.7%、有収率は98.1%となりました。

23ページは事業収入、24ページは事業費用となっております。下段の汚水処理原価は、1立米当たり527円、使用料単価は155円となりました。

25ページ、26ページは重要契約の要旨。

27ページは企業債と一時借入金の状況でございます。企業債の令和3年度発行額は3億6,530万円、償還額は5億9,360万4,781円で、年度末残高は92億3,278万9,661円となりました。一時借入金については、1億3,000万円を借り入れましたが、年度内に返済は完了しております。

28ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純損失を計上しております。1,972万9,121円。下から3行目、4の資金増減額は1,376万6,112円の増で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億7,819万8,461円となりました。

29ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は12億5,107万5,295円、営業収益は3億8,748万4,932円で、主なものは、下水道使用料3億6,208万9,932円や雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などがございます。中段、営業外収益は8億6,359万363円で、主なものは、汚水事業に係る一般会計負担金や補助金及び長期前受金などがございます。この長期前受金戻入につきましては、前年度比約2億8,300万円の増となっております。これは、

費用において資産減耗費が大きく増となったことが影響をしております。企業団地の旧污水管閉塞工事が完了し、資産価値を多く残しておりました受贈財産を除却したことで、これに対応した長期前受金戻入の額が増加をいたしました。

次に、30ページからは費用でございます。

下水道事業費用は12億7,080万4,416円。うち営業費用は11億5,212万4,623円で、内訳の主なものは、管渠費、処理場費、次のページの総係費や32ページの減価償却費、資産減耗費などでございます。資産減耗費約3億1,300万円の増は、先ほど説明をいたしました企業団地旧污水管の除却によるものでございます。営業外費用につきましては企業債の支払利息などでございます。

33ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は6億4,176万1,450円で、内訳は、企業債3億6,530万円、一般会計からの出資金6,680万円、国庫補助金1億8,857万2,250円、負担金2,108万9,200円となっております。

34ページ、資本的支出は10億1,087万8,522円。内訳は、建設改良費では污水の管路整備費や管路改良費及び雨水の管路整備費、そして、次のページの処理場改良費、さらに企業債償還金などが主な支出であります。

36ページは固定資産明細書、37ページからは企業債明細書で、全体の未償還残高は48ページ最下段の92億3,278万9,661円でございます。

また、50ページには、各セグメントごとの情報を記載しております。

次は、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示となります。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億8,748万4,932円。営業費用は、管渠費から資産減耗費までの合計11億5,212万4,623円で、営業利益はマイナスの7億6,463万9,691円となり、前年度から約3億1,700万円損失が増えております。営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計8億6,359万363円。営業外費用は、支払利息などで、1億1,867万9,793円、差引き、営業外での利益は7億4,491万570円で前年度比約2億6,300万円の増。営業利益と合わせた経常利益はマイナスの1,972万9,121円となり、前年度比で約5,300万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、6,159万3,555円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では一般会計からの出資を受け入れ、11億3,923万403円。資本剰余金合計は、期首残高と変わらず、3億6,513万4,856円。利益剰余金合計は、繰越利益剰余金に当年度の損失を差し引いて、6,159万3,555円。資本合計は15億6,595万8,814円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金6,159万3,555円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は、有形固定資産で、土地から建設仮勘定まで合計174億1,326万3,327円。固定資産合計は175億3,396万9,075円で、前年度と比較しまして、約5億2,000万円の減となりました。詳細は

36 ページ、固定資産明細書並びに議案第38号資料5 ページから9 ページをご参照ください。

流動資産合計は1億9,383万9,089円で、資産合計は177億2,780万8,164円、前年度比で約5億2,000万円の減となりました。

10 ページは負債の部で、固定負債は、企業債で86億3,896万3,443円。中段の流動負債合計は7億1,297万1,685円。繰延収益合計は68億991万4,222円。負債合計は161億6,184万9,350円で、前年度比約5億7,000万円の減となりました。

資本の部は、資本金11億3,923万403円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は15億6,595万8,814円。前年度比で約5,000万円の増となりました。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号について、説明を申し上げます。

工業団地造成事業会計決算書、1、2 ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1 款、工業団地造成事業収益、予算額9億140万円に対しまして、決算額8億9,924万5,234円で、予算額と比較して215万4,766円の減であります。項別の決算額は、1 項、営業収益8億9,924万5,234円であります。

支出は、1 款、工業団地造成事業費用、予算額8億8,780万円に対しまして、決算額8億7,632万8,915円、不用額は1,147万1,085円となりました。各項の決算額は、1 項、営業費用8億7,632万8,915円でございます。

3、4 ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入はありません。

支出は、1 款、資本的支出、予算額10億2,199万1,000円に対しまして、決算額9億3,936万2,867円、不用額は8,262万8,133円となりました。各項の決算額は、1 項、東部工業団地造成事業費3億3,936万2,867円、2 項、企業債償還金6億円、3 項、他会計長期借入金償還金はありませんでした。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億3,936万2,867円は、過年度分損益勘定留保資金6,554万1,836円、当年度分損益勘定留保資金8億7,382万1,031円で補填をいたしました。

次に、概要の説明を申し上げますので、12 ページをお開きください。

工業団地造成事業は、令和元年度から東部工業団地にて造成事業を開始いたしました。令和3年度は敷地造成工事が全て完了し、2社に対して約3.2ヘクタールの企業用地を売却いたしました。また、関連工事としまして、イーストパークの駐車場及び公衆トイレの整備工事を実施いたしました。

経理状況は、収益的収支で2,291万6,319円の営業利益を計上することができました。

なお、予定していた事業が全て完了したことから、令和3年度をもって工業団地造成事業を終了し、工業団地整備室を廃止いたしました。

なお、議案第39号資料では、完成平面図を添付しておりますので、ご参照ください。

13 ページは、造成工事や付帯工事の契約内容、下段には事業収入及び事業費用を記載しております。

14 ページは、重要契約の要旨や企業債、一時借入金の概要など、15 ページにはキャッシュ・フロー計算書をお示ししております。最下段の6 資金期末残高は、事業が終了したため0 円となっております。

16 ページは、収益費用明細書です。税込みでの表示となります。収益、工業団地造成事業収益は、営業収益で8 億9,924 万5,234 円。下は費用です。工業団地造成事業費用は、営業費用で8 億7,632 万8,915 円となりました。

17 ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。資本的収入はありません。

18 ページの資本的支出は、9 億3,936 万2,867 円。内訳は東部工業団地造成工事費3 億3,936 万2,867 円や企業債償還金6 億円となっております。

19 ページには、固定資産明細書と企業債明細書を記載しております。それぞれ年度末の残高は0 円であります。

次は、決算書5 ページにお戻りください。損益計算書です。税込み表示でございます。

営業収益は、土地売却収益で8 億9,924 万5,234 円、営業費用は、土地売却原価と一般管理費の合計8 億7,632 万8,915 円で、差引き、経常利益は2,291 万6,319 円となりました。当年度純利益は同額で、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度末処分利益剰余金は、2,099 万5,895 円となっております。

6 ページは、剰余金計算書です。一般会計に出資の返還や利益剰余金の配当を行いまして、最終的には資本合計を0 円としております。

7 ページは、貸借対照表です。税込み表示となります。

資産の部、固定資産及び土地造成はありません。流動資産は現金預金のみで、資産合計2,299 万5,895 円となっております。

8 ページは負債の部で、固定負債、流動負債、繰延収益ともにありません。資本の部は、資本金と剰余金で、合わせて資本合計は2,299 万5,895 円となり、全てを一般会計への配当としております。

そして、会計を閉鎖するに当たり、次の9 ページ、10 ページの貸借対照表では、最終的な資産状況として、ゼロで締めくくっております。

以上、議案第39 号の説明とさせていただきます。

4 議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 令和3 年度全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、令和3 年度福崎町決算審査意見書について、ご説明を申し上げます。

意見書は、1 部は、一般会計、特別会計、基金運用状況、次に、公営企業会計、3 つ目に健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、3 通を提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況について、ご説明申し上げます。ちよっとめくっていただきまして、1 ページでございます。

審査の対象は令和3 年度福崎町一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、介護保険事業特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、これは用品調達基金、土地開発基金についてでございます。実施の日は、令和4 年8 月3 日、4 日、5 日、8 日、1

0日、5日間でございます。審査の着眼点及び実施内容は、意見書に記載のとおりでございます。審査の結果ですけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象となった一般会計、特別会計、歳入歳出決算書等の記載事項は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確であると認めました。なお、事務処理については、一部について、例月出納検査や定期監査で指摘していますが、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その目的に沿って確実かつ効率的に運用されており、計数は正確であると認めました。

次の2ページから17ページにつきましては、決算の概要を記載しておりますけれども、会計管理者の説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。またご覧ください。

次に意見ですけれども、18ページの第7、審査の意見のところをご覧くださいと思います。

まず1番目、町税についてですけれども、令和3年度の町税収入は、前年度との比較で、1,026万1,663円増加しております。個人町民税ほかの詳細につきましては、その2行目から9行目辺りに記載しておりますので、またご覧ください。もう1回飛びますけれども、12行目辺りですけれども、福崎町は数年にわたりまして、兵庫県個人住民税整理回収チームの派遣を受けて、滞納防止や徴収への取組が強化された結果、滞納整理対策委員会における関係各課の間の連携も定着してきて、全体的な対応力も向上していると見ております。また、積極的な滞納処分を行う一方で、滞納者の実情に即した対応を行い、直近10年間におきましては、滞納繰越金額は徐々に減少しております。それぞれの滞納案件について細かな分析がなされ、緻密に対応されてきた結果だと感じております。今後とも、より一層の取組を期待いたします。

次に、19ページをご覧ください。

情報管理についてです。

町としての個人情報を含めた情報管理につきましては、内部で一定のルールを定めて厳格な運用を行っておられ、関係者に対しても厳正な取扱いを指導されております。また、定期的にセキュリティー対策の向上にも努められておることを確認いたしました。最近、兵庫県内におきまして、個人情報の流出に関わる事案が相次いでおります。町における情報管理については、今後とも、慎重かつ厳正な対応を要望いたします。

基金につきましてはです。

福祉基金及び農業農村活性化基金については、昨年度も申し上げております。これらの基金につきましては、早期に方向性を検討されることを要望いたします。また、教育奨励基金など、長期間にわたりまして主立った増減のない基金もございます。それぞれの基金の在り方を決めまして、基金の設置目的に照らして、有効な活用方法を検討されるように要望いたします。

次に4番目、文珠荘についてですけれども、冒頭の部分はちょっと省略させていただきます。いろいろ厳しい状況の中ではございますけれども、文珠荘の設置目的である町民福祉の向上、並びに世代間交流、及び地域間交流の増進を図るため、今後とも利用者にとってよりよいサービスを追求し、かつ持続可能な施設運営に努められることを期待いたします。

次、5番目でございます。ごみ減量に向けた取組についてでございます。くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみの焼却は令和3年度末で終了ということになってございます。令和4年度からは、姫路市市川美化センターに委託されたことにより、ごみ処理に関わるコストの増大が予想されます。また、神崎郡3町

での次期ごみ処理施設の建設に向けた検討も進められているところでございます。そのような中、財政面から、また、環境面からもごみ減量に向けた取組は喫緊の課題であると思われまます。現在、環境保護とか、可燃ごみ減量化のための補助等が実施されておりますが、近年、町の可燃ごみ処理量は下げ止まっている状況であるため、早急に他の具体的な対応策を検討されることを期待いたします。

次に、20ページをご覧ください。

決算報告書及び関係書類につきまして、町が作成されている決算報告書及び関連書類につきましては、ちょっと飛びますけれども、各年度の町政運営を理解するための一助として、非常に有効なものであると認識しております。また、読み手にとって分かりやすい表記、参考図表の添付等もなされており、令和2年度に比べて、さらなる改善が見られております。しかしながら、誤字脱字等の軽微な誤りを含め、表現等に訂正を要すると思われる箇所も審査の時点では散見されております。これらの細かいことを全部なくすことは困難であると思っておりますけれども、今後とも、読み手にとって、町民にとって、より分かりやすいものになるように改善を心がけていただきたいと思います。

次に、2つ目の公営企業会計についてでございますけれども、これの1ページをご覧ください。

審査の対象は、令和3年度の福崎町水道事業会計決算、工業用水道事業会計決算、下水道事業会計決算、工業団地造成事業会計決算でございます。審査の実施日は、令和4年8月8日でございます。審査の着眼点及び審査内容については、記載のとおりでございます。審査の結果、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象になった各公営企業会計決算書等の記載事項は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認めました。

次に、各会計に関する意見ですが、水道事業会計につきましては、令和3年度決算において、当年度純利益は1,798万9,982円となっております。事業の詳細は、先ほどの担当課からの説明、及び2行目から6行目に記載しておりますので、お目通しください。

ちょっと行が飛びますけれども、いろいろな取組の結果、給水収益全体では、令和元年度の水準には届きませんでした。年間を通じて経費削減に取り組まれた結果、経常利益、当年度純利益とも黒字を維持しております。

2ページをご覧ください。

水道事業では、人口減少となる中、安定した経営と安全で安心な水道水の供給を維持していくため、平成30年度に10年間を計画期間とする水道ビジョン・経営戦略を策定しております。この辺の流れにつきまして、令和3年度も経費削減に取り組まれた結果、経常収支比率は105.7%となりました。前年に引き続きまして、健全な経営がなされているのではないかと感じております。これらの経営戦略等に掲げる計画の実現には、毎年度の決算と計画の乖離を分析して、適切な見直しと効率的かつ堅実な経営を継続していく必要がございます。今後とも、費用対効果とコスト縮減を意識して、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次に、工業用水道事業会計に対する意見は、令和3年度決算におきましては、当年度純利益は910万4,003円となっております。若干飛びますけれども、経常利益、当年度純利益ともに黒字を維持しております。工業用水道事業におきましても、水道事業と同様、平成30年度に10年間を計画期間とする経営戦略を策定しております。令和3年度決算におきましては、数値は経営戦略に掲

げるレベルをおおむね達成しており、経常収支比率は126.5%ということになりました。前年度に引き続き健全な経営がなされているのではないかと感じております。経営戦略に掲げる計画の実現につきましては、先ほどの水道事業と同様、今後とも費用対効果とコスト削減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業会計に対する意見ですけれども、令和3年度決算におきまして、当年度純利益は1,972万9,121円の赤となっております。この辺の状況につきましては、先ほどの担当課からの説明にあったとおりでございます。収益向上のためには、下水道の接続率及び有収率を向上させていくことが必要となります。令和3年度には、接続推進活動に引き続いて、戸別訪問できなかった公共下水道区域並びに農業集落排水区域の建物の町外所有者を対象に調査が実施されています。その辺のところで、今後とも継続的に取組を実施し、接続率の向上及び有収率の維持に努めていただきたいと思います。

下水道事業につきましては、平成28年度に策定した経営戦略が5年目を迎えるということから、令和3年度に計画を見直し、新たに10年間を計画期間とする経営戦略を策定しております。この経営戦略に掲げる経営に実現につきましては、先ほどの水道事業と同様、今後とも費用対効果とコスト削減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次に、3ページをご覧ください。

工業団地造成事業会計に対する意見ですけれども、工業団地造成事業は、東部工業団地の拡張を目的に、令和元年度から事業を始めております。令和3年度には敷地造成工事が完成し、約3.2ヘクタールの企業用地を売却しました。

なお、予定していた事業が全て終了したことから、令和3年度をもって工業団地事業を終了しております。本事業が滞りなく終了したことにつきましては、多くの関係者による多大なる努力の成果であると感じております。これらの経験は町の大きな財産になり得ると思っておりますので、今後の様々な業務に生かしていただきたいと思いますと考えております。

なお、公営企業の業務実績等は、4ページから13ページに記載しておりますが、担当課の説明と重複するところが多いため、説明を省略させていただき、後日、見ていただきたいと思います。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書ですが、別冊子の1ページをご覧ください。

審査の対象は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。審査の期間は、令和4年8月10日でございます。審査の着眼点、実施内容については、記載のとおりでございます。審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象となった健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

この辺の内容につきましては、担当課からの先ほどの報告にあったとおりでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が発生しませんでしたので、算出されませんでした。実質公債費比率は9.8%で、早期健全化基準の25%を下回っていると。将来負担比率におきましても、60.3%ということで、前年から見ても改善がなされており、早期健全化基準の350%を下回っております。

これに対する意見ですけれども、ちょっと長くなりますけれども、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が発生していないため算出

されておりません。実質公債費比率は9.8%、将来負担比率は6.3%ということで、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和3年度における本町の指標は良好であると言えます。

しかしながら、昨年の意見書でも申し上げましたこととちょっと重複いたしますけれども、一つ、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的には、それらの施設をどのように更新していくかという課題を抱えております。中播消防署に関しては、施設の老朽化に伴い、建て替えを検討されているところでございます。また、ごみ処理に関しましては、先ほど申しましたけれども、くれさかによる可燃ごみの焼却が令和3年度末で終了、令和4年度から市川美化センターに委託したことから、経費の増加が予想されると。さらに、神崎郡3町におきまして、令和10年度の稼働を目指した新たなごみ処理施設の建設に向けた取組が進められておりまして、今後、多額の投資が必要となると思います。そのような中、公債費に関しましては、福崎駅周辺整備に関わる元利償還金等の返済が始まり、公債費の高止まりが予測されます。

このような状況を踏まえて、財政の推移を想定しつつ、どのような対応をしていくのかという計画をできる限り早期にまとめる必要があるのではないかと思います。

実質公債費比率、及び将来負担比率とも、近年、数値は改善傾向にあります。しかし、この数値に一喜一憂することなく、各事業の実施に当たっては、堅実かつ適正に進められるとともに、今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

最後に、資金不足比率ですけれども、6ページをご覧ください。

審査の対象は資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間は、令和4年8月10日でございます。着眼点及び実施内容は記載のとおりです。審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった資金不足比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定しているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

審査の意見は、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも長期にわたり、持続可能な財政運営に努めてください。

なお、各公営企業会計の資金不足比率の推移につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で審査意見書に関する説明を終わります。ありがとうございました。

日程第15 議案第40号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第15、議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第40号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

ページの左側は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び改正民間育児・介護休業法の一部を改正する法律が、令和4年5月2日に交付されたことを

受け、総務省が同日付で地方公共団体等に向け発出した通知の資料でございまして、改正法の概要となっております。

上のほうの隅が丸くなっている四角囲みの中が改正の趣旨となっております。育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和するとされています。詳しくは、その下に太字で1、2、3と記載されている内容となります。

1は、育児休業の取得回数制限の緩和です。(1)と(2)の文章については、中段の図で説明がございまして、併せてご覧ください。図の上のほうが現行、下のほうが改正後であります。(1)育児休業を、現行の原則1回を原則2回まで取得可能とします。(2)(1)の原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を現行の1回を2回まで取得可能とします。

2は、非常勤職員の介護休業の取得要件の緩和で、現行は雇用期間1年以上が要件であります。改正後は雇用期間要件は廃止されています。

次に、ページの右側は、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。

1つ目の段落は、改正の背景です。上から4行目ですが、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、各地方公共団体は国家公務員の措置に準じて、育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を進める必要がございまして、国においては、人事院規則等の関連する運用通知の改正が発出され、令和4年10月1日から施行されることとなりました。発出されました「人事院規則(職員の育児休業等)の一部改正等について」により、「職員の育児休業等に関する条例(案)」の改正が示されており、この条例(案)改正に準じて、今般、福崎町の職員の育児休業等に関する条例を改正するものでありまして、法改正において、条例で定めるなどと規定されている細かい運用について、国の示す改正条例の例に従い改正するものであります。

改正点については、文字を四角で囲っている4項目となります。

1点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等です。①再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除します。以下、②から⑤の緩和に係る整備等を行います。

2点目は、育児参加のための休暇の対象期間の拡大です。育児参加のための休暇について、その対象期間を現行の産後8週間を経過する日までを、子が1歳に達する日までに拡大します。

3点目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和です。

4点目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。①②では、夫婦交代での取得を可能とするなどの整備を行い、③④は、①②に関連した整備をいたします。

議案資料2ページから5ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、議案のほうになりますが、議案の4ページ目に附則がございまして、4ページ目の下段の附則でございまして、附則の施行期日と経過措置がございまして、この改正は令和4年10月1日から施行します。経過措置として、次ページになりますが、改正前の第3条第5号、第10条第6号の規定は、なお従前の例

によるものとします。

以上で、議案第40号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第41号 福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第16、議案第41号、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第41号、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

文珠荘は、コロナ禍、令和4年1月6日から、新しい指定管理者の下、運営しております。町民の憩いの場と、新たな触れ合いの提供など、幅広いニーズに応じられるよう、利用者の声を取り入れながら、住民サービスの向上を目指し、より親しみやすい施設づくりに努めております。今後も引き続き安定した収益を確保し、持続運営につなげていくため、休館日及び利用料金を見直し、効率的な運営を進めていくため、次のとおり条例改正を行うものでございます。

議案第41号資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

1ページは概要説明となります。主な改正内容ですが、(1)休館日の変更、(2)利用時間の一部変更、(3)利用料金の一部変更となります。

2ページをお願いいたします。

2ページは新旧対照表でございます。

第7条、休館日についてです。周辺の飲食店などの休館日を鑑み、木曜日に変更いたします。また、月1回施設のメンテナンスを実施するため、第3水曜日を追加いたします。併せて、従業員の福利厚生のため、盆休みを追加するものでございます。

第8条です。利用時間についてでございます。会議室については、午前9時30分から利用可能といたします。第4号の入浴のみの利用時間について、休館日の前日にお風呂を含めた館内清掃、消毒の時間帯を営業終了後に設けるため、午後6時までといたします。

次に、第9条関係でございます。利用料金についてでございます。宿泊について、福崎町民には影響が出ないよう、福崎町に住民登録がある者と住民登録がない者に区別して取り組みます。大広場については6名以上の利用とし、福崎町に住民登録がある者、1人1泊2,200円に500円と消費税分の額550円を加えた2,750円を、福崎町に住民登録がない者に改定します。

次に、個室についてです。宿泊については、2名以上の利用から受入れするものとし、2名利用の福崎町に住民登録がある者4,400円に2,000円と消費税分の額2,200円を加えた6,600円を上記以外の者に改定します。3名利用は、福崎町に住民登録がある者3,850円に1,500円と消費税分の額1,650円を加えた5,500円を上記以外の者に改定します。以下、4名利用、5名以上も同様に見直しを行います。

会議室については、時間当たり1,000円と消費税分を増額いたします。

また、娯楽用具については、指定管理者所有物を利用するため、別表から削除いたします。

この改正は、令和4年12月1日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

議 長 提案説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。
再開を14時10分といたします。

◇

休憩 午後 1時53分
再開 午後 2時08分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第17 議案第42号 令和4年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第17、議案第42号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第42号について、ご説明申し上げます。

令和4年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,530万円を追加し、補正後の予算総額を84億8,930万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

まず歳出からご説明いたします。事項別明細書、15ページ、16ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

次は、議案にお戻りください。

第2条、「地方債の補正」につきましては議案の3ページをお開きください。歳出でご説明しました本部用消防ポンプ購入に充当するため、消防施設機動備品購入事業債を80万円増額し、限度額を260万円とするものです。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第42号、令和4年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第18 議案第43号 令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第18、議案第43号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第43号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億9,500万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。事項別明細書の歳出5ページ、6ページをお開きをお願いいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

なお、議案第43号資料1ページ、2ページには勘定表、3ページには返還額の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第43号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第19 議案第44号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第19、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案別紙をご覧ください。

一旦廃止を行い、新たに認定します路線が391号線と831号線の2路線。新規として認定する路線につきましては、2370号線の1路線となっております。

まず最初に廃止する路線についてでございます。

3級町道391号線と4級町道831号線となっております。この路線の位置等につきましては、説明資料の1ページをご覧ください。こちらの2路線でございますが、路線の一部が、現在、兵庫県において実施されております高岡福田地区のほ場整備区域内となっている路線でございます。事業の進捗によりまして、道路形態がなくなっているほ場整備の事業区間内、こちらについて認定を廃止するに当たりまして、一旦全線を廃止した後、それぞれの起点からほ場整備事業区間まで、こちらを新たに町道として認定いたすものでございます。なお、廃止しました区間を含む路線の再認定、こちらにつきましては、ほ場整備の事業完了後になると思われませんが、改良区や地元区との調整を行いながら検討してまいります。

それでは、各路線についてご説明申し上げます。

まず、3級391号線でございます。起点は高岡字村中1258番1地先から、終点は高岡字前田813番1地先まで。4級の831号線でございます。こちらの起点は、高岡字前田798番1地先から、終点は高岡字前田813番1地先まで。この2路線を廃止いたします。

次に、認定する路線でございます。

まず、2370号線でございます。こちらの位置図等につきましては、説明資料の2ページをご覧ください。

当該路線は田尻区におきまして、県道西田原姫路線と2級町道2358号線、こちらに接道する路線となっております。開発行為によりまして、道路の新設がなされた箇所でございます。専用住宅19区画、事務所用地1区画等に開発によりまして、新設されました道路、こちらについて町道認定をいたします。

なお、新設道路部につきましては、令和4年5月13日に町職員による完了検査を実施しております。その後、兵庫県による工事の完了公告が6月14日に、公共用地につきましては、6月15日付で所有権の移転、町への帰属がなされております。こちらの路線、起点は西田原字上野田1852番5地先から、終

点は西田原字上野田1826番12地先までで、延長は173.65メートル。幅員につきましては、6.0メートルから13.46メートルとなっております。こちら、等級につきましては、2級となっております。

次に、391号線です。説明資料の3ページをお願いいたします。先ほど、廃止の際に述べましたように、ほ場整備事業の実施によりまして区域を縮小するものでございますが、事務の都合上、一旦は全路線を廃止した後、新たに認定を行わせていただきます。起点は長野区内となっております。高岡字村中1258番1地先から、終点は高岡字二本木718番地先までの553.70メートル、幅員は2.7メートルから4.9メートルとなります。こちら、実質に延長が減となりますのが、93.52メートルでございます。等級は現在と同様の3級路線でございます。

同じく831号線となります。こちら起点は、高岡字前田798番1地先から、終点は高岡字ヤブノハナ779番地先までの75.60メートル。幅員につきましては、2.0メートルから3.3メートルとなります。こちらの延長、実質減となりますのは、182.36メートルでございます。こちらも同様に、等級は現在と同様の4級路線となっております。

以上、議案第44号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、9月6日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分